

令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護法人保健施設においてご入所様の医療ニーズに適應する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に関して評価されることになりました。

以下、厚生労働省が定める基準に基づき所定疾患療養費の算定状況を公表します。

○所定疾患施設療養費について

①対象となる疾患は以下のとおりです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹
- 蜂窩織炎

②上記疾患で治療が必要となった場合、利用管理として投薬、注射、処置などが行われた。

③診断名、診察時期、実施した検査、投薬、注射、処置の内容を診察録に記載する。

④請求に際して、診断、実施した検査治療内容を記載する。

⑤算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

令和5年度算定状況

疾患名/年月		令和5年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数			2	1	2	1	3	5	1			2
	日数			10	4	9	5	15	23	5			13
尿路感染症	人数	6	2	1	1	1	1	3		2	4	3	2
	日数	37	10	5	4	6	6	15		8	20	14	12
带状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数		2	1		2	1			1	1	1	
	日数		10	7		16	7			6	5	7	

○対象疾患と主な治療内容

肺炎	血液検査、血中濃度、バイタル測定など診察結果を基に抗生剤（点滴、内服）水分補給（経口、点滴）など診察結果を基に適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査、血液検査、バイタル測定など診察結果を基に抗生剤（点滴、内服）水分補給（経口、点滴）など診察結果を基に適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に公ウイルス剤の内服、点滴など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤（内服、点滴）など適宜必要な治療を行う。